

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

②施設・事業所情報

施設名称: めぐみ保育園	種別: 保育所	
代表者(職名)氏名: 園長 後藤恵美子	定員・利用人数: 60名	
所在地: 岩手県花巻市山の神384-1		
TEL: 0198-24-1452	ホームページ: http://www.megumi-hoikuen.ed.jp/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日: 昭和54年 4月 1日		
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等): 社会福祉法人めぐみ福祉会 理事長 小田島キワ子		
職員数	常勤職員: 16名	非常勤職員: 8名
専門職員	(専門職の名称: 名)	
	園長 1名	保育士 4名
	主任保育士 1名	看護師 1名
	保育士 11名	調理師 2名
	看護師 1名	調理員 1名
	栄養士 1名	
	事務員 1名	
施設・設備 の概要	(居室名・定員: 室)	(設備等)
	保育室 4室	沐浴・調乳設備
	ほふく室 1室	倉庫 2
	遊戯室 1室	
	調理室 1室	
	事務室 1室	

③理念・基本方針

- ◎ 子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指します。
- ◎ 豊かな人間性を備え、生き抜く力を持った子どもを育てます。

④施設・事業所の特徴的な取組(サービス内容)

- ◎ 恵まれた自然環境の中で近隣にはふれあい農業公園、りんご畑など四季折々の変化や移り変わりに目を向け、自然の中での探索活動を十分に取り入れた保育を行っています。
- ◎ 園の敷地内には老人ホームが併設されており、現代に不足がちな世代間の交流を積極的にもち、思いやりの心、いたわりの心が育つ子どもの育成を目指しています。
- ◎ 日々の保育においては、ひとりひとりの個性を尊重し、個々の求める知的好奇心を満たすような活動・カリキュラムを取り入れています。

- ◎ 岩手県サッカー協会の協力のもと、年間を通してサッカー教室を開いており、夏には別棟に設置されてある屋内プールで天候に左右されず、思いっきり水あそびが楽しめます。
- ◎ 「英語に親しめる環境」を目的に外国人講師といっしょに身体を動かしたり、歌をうたったりして楽しみながら英語に親しめる活動を行います。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 7 月 29 日（契約日） ～ 平成 30 年 5 月 1 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回目

⑥総評

◇特に評価の高い点

- **子どもが食事を楽しむことができるよう工夫をし、おいしく安心して食べることのできる食事を提供している。**

食事を楽しむことができるよう工夫をしている。食育計画があり、食べ物に関心を持ち、食事が楽しめるよう環境設定をしている。子どもたちが育てた野菜を畑で収穫し、その野菜を給食や年長組クッキングに取り入れたり、サンマ焼き会・新年こども会等、食材と触れ合う機会を多くもっている。子どもたちは、友達や保育士と共に落ち着いた雰囲気の中で食事をしている。積極的に野菜を摂取している。

また、行事食やお誕生会などでバイキング方式を取り入れるなど変化を持たせ、食事を楽しめる工夫をしている。保育園の食事は美味しいとの声も聞こえ、野菜の種類も理解し、好んで野菜を食べていた。乳児クラスでは、離乳食調査票・連絡帳を通じ、家庭での食事状況を把握し、子どもたちの状況に応じて対応している。

食べ物の絵本や、給食室からの掲示物や食育だより、サンプルを通し、食に対する関心を高めたり、栄養士がメニューのレシピの掲示や、献立表の配布も行っている。

乳児は手づかみ期に食べやすい食器が使われ配慮されている。栄養士、保育士、看護師が連携し保育指導計画に位置付けられた給食となっている。食事の量は個人差や、体調に応じて加減するなど配慮されている。保育士との連絡会を毎月開催し、献立調査を実施している。朝食アンケートをもとに、食の大切さや園での食事の様子を伝え、保護者との連携の工夫がなされている。

◇改善が求められる点

- **経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び収支計画の策定**

中長期計画については、現在、経営課題を検討・整理し「めぐみ保育園中期計画」として文書化（A4版・4頁）している。しかし、計画の内容に記された各経営課題をどのように解決・改善に向けて取り組むのか、具体化されてはいない。また、計画全体の実施期間も定められていないため、本計画は原案（骨子）の段階と考えられる。中長期計画の策定にあたっては、「第三者評価・保育所版基準ガイドライン」の当該項目に示された＜目的・趣旨・解説＞を踏まえて、課題の整理・補足等を行い、より具体的な実施計画となるよう期待したい。

⑦第三者評価結果に対する事業者のコメント

初めての第三者評価受審でした。

受審を受けるまでは、書類、環境等の整備など大変さがわかっていたので、なかなか一歩踏み出せないでおりましたが、評価機関の方から「今、ない書類を新たに作るのではなく、現状のままを評価していただくことにも意義があるのでは」とのアドバイスから、今まで行ってきた園の運営、保育の内容そのものの提供はどうだったのか、今現在のありのままを評価していただくということに考え方や気持ちを切り替え、受審を決めたというのが経緯です。

受審が決定してからは、研修会に参加したり勉強会、グループに分けて書類の準備、整備等作業は日々の保育業務を行いながらでしたので大変ではありましたが、自己評価をしていく中で今、自分達ができていること、できていないことが目にみえてわかり、改めて保育を振り返る良い機会になりました。

受審後、職員からは、「書類の作成にあたり振り返りができたことは、有意義だった。」「問題点、改善点がみつきり、保育に反映される点も多く、保育の見直しにもなった。」「マニュアルにそって実践ができていたか、職員間の捉え方や周知徹底が十分ではなかった。」等の意見があげられ、職員が一丸となり目標に向かって一つひとつ確認しながら取り組むことができたことは、何よりの収穫だったとおもいます。

評価者の方からは、園として頑張っていること、良い点などもしっかり評価していただいたことと、利用者アンケートでは、保護者の園に対する満足度、信頼度を得たことについては、大変嬉しく、それが励みとなって自信にも繋がりました。

また、ご指摘をいただいた項目については、気になってはいながらもそのままにしていたこと、改善にまで至らなかったことなど、課題や問題点が明確にわかりましたので、評価結果をもとに職員全体で改善に向け取り組んでまいります。

今回の受審をきっかけに、どんなねらいがあって保育をしてきたのか「理念」「方針」を今一度見つめ直し、全職員の共通理解を深めていくとともに、園の運営、提供する保育内容についてもより高い質の向上に努め、いままでに築き上げてきたことを土台に、保護者、地域の方々に愛され、信頼されるより良い保育園を目指して努力していきたいと思えます。

調査員の方々には、わかりやすく適切なアドバイスをいただきました。そしてたくさんの気づきを得ることができたことに大変感謝いたします。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果【めぐみ保育園】

評価対象I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>評価者コメント1</p> <p>法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。</p> <p>めぐみ保育園は、創設者の私有地・私財・借入資金をもとに昭和43(1968)年11月、花巻市南部に認可外保育園として開設された。開設当初は市郊外という地理的条件もあって園児数名であったが、保護者の要望に応える形で園児送迎を始め、徐々に園児増につなげ、園舎の増築・保育士増を積みあげ、さらなる園児増(55名)を契機に社会福祉法人めぐみ福祉会設立(昭和54年4月認可)に至った。約10年の認可外保育園の実践を経て、認可保育園として39年、通算すると約半世紀にわたり当地域の乳幼児保育に貢献し、歩み続けている。めぐみ保育園の理念は「中期計画」(平成29年策定)において「子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園をめざす」と明文化し、保育園の使命や目指す方向を示している。基本方針には、保育方針の「豊かな人間性を備え、生き抜く力を持った子どもを育てる」をあてているが、基本方針は職員にとっては、具体的な行動規範となり、さらに対外的には法人・保育園の基本的な考え方や姿勢を示すものであることから、見直しが求められる。例えば次のような骨子—①利用者(子ども・保護者)の視点、②地域との関わり・地域貢献の視点、③職員の資質向上・人材育成の視点、④法人・施設組織運営・経営の視点(等)について、具体的に表現するよう検討されたい。職員及び保護者等への周知については、事業計画書、園パンフレット、入園のしおり、園だより、ホームページなど各種資料や広報誌等に掲載するとともに職員会議、保護者会等の機会にて説明し理解を求める取組を継続するよう勧めたい。</p>		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>評価者コメント2</p> <p>事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。</p> <p>社会福祉法人や児童福祉・保育園をめぐる政策動向や現状については、全国及び県私立保育連盟の会議・研修会への参加を通して把握に努めているが、情報を整理し課題を分析するには至っていない。現在、花巻市の子ども子育て支援事業計画を踏まえて、めぐみ保育園の将来の方向を考える「中期計画」の策定に向けて、当面する経営課題の検討に着手した段階である。事業経営をとりまく環境と法人・保育園の経営状況の把握・分析は、中長期計画の基礎となるものであり、検討にあたっては職員の参画による組織的な取組が求められる。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析に基づき、取組を進めているが十分でない。</p> <p>経営状況や改善すべき課題について、園長を中心に検討作業を行い、保育園の中期計画の策定を前提に、骨子となる諸課題の整理に着手し、法人役員間において共通理解を図るようすすめている段階である。特に開園から40年余となる現園舎の改築整備が大きな課題であり、どのような保育園をめざすのか、求められる新たな役割・機能を含め経営課題を明確にし、解決・改善に向けて具体的な取組が求められる。課題の検討・実施計画の策定には一般職員も参画できる推進体制を構築し、組織全体として取り組むよう勧めたい。</p>		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。</p> <p>中長期計画については、現在、経営課題を検討・整理し「めぐみ保育園中期計画」として文書化(A4版・4頁)している。しかし、計画の内容に記された各経営課題をどのように解決・改善に向けて取り組むのか、具体化されていない。また、計画全体の実施期間も定められていないため、本計画は原案(骨子)の段階と考えられる。中長期計画の策定にあたっては、「第三者評価・保育所版基準ガイドライン」の当該項目に示された<目的・趣旨・解説>を踏まえて、課題の整理・補足等を行い、より具体的な実施計画となるよう期待したい。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
<p>評価者コメント5</p> <p>単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。 中長期計画は「原案」の段階であるため、単年度計画に内容を反映できる状況とはなっていない。めぐみ保育園の事業計画書の構成について、理念・基本方針を明示するとともに、当該年度の重点目標や改善課題等を掲げた上で、単年度における事業内容を具体的に示すよう、工夫が望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>評価者コメント6</p> <p>事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。 単年度の事業計画の策定と実施状況の把握・評価の取組は、方針会議(5月)→幼児・乳児別クラス会議(8月・半期の振り返り)→1年間の保育反省会(3月)において協議する仕組みとし、さらに毎月のリーダー会議・職員会議で随時実施状況の確認や見直し等を行うこととしている。事業計画の立案は、これら諸会議における意見・総括をもとに園長が集約し成文化を行っているとのことである。今後は中長期計画の策定も含めて、事業計画策定の手順を示すフローチャート等を定めるとともに、計画の策定(検討)記録や評価・見直しの記録、評価結果の次期計画への反映等、計画策定の過程を記録し、検証できるよう取り組まれない。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b
<p>評価者コメント7</p> <p>事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。 保護者への事業計画等の周知については、新入園児説明会、保護者会総会にて「入園のしおり」や「事業計画書」を配布し説明するとともに、保護者会役員会(年5回)やクラス懇談会、保育参観、祖父母参観等の機会を利用し、より具体的に理解いただけるよう説明に努めている。保育園の活動と子どもの姿を伝える「園だより」を毎月発行し、月ごとのポイント・目標・今月のうた・行事予定・お知らせ・活動の反省・保護者の感想(声)等情報提供を継続的に行っている。毎日の送迎時における会話・声かけも重視しているが、保護者の都合により祖父母等の送迎が増えていることから、若い保護者に確実に伝える方法(一斉メール)を試みており、その反応や効果について検証が待たれる。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>評価者コメント8</p> <p>保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。 保育方針、保育目標と「育てたい子ども像」を掲げ、年度の事業計画の具体的実施及び保育内容の評価・見直しを行うために、職員全員参加の会議＝方針会議・指導計画検討会・保育反省会(半期・1年)等＝を開催するとともに、毎月の職員会議・リーダー会議において随時協議・検討を行う仕組みとしている。しかし、各会議における協議内容を集約・分析し次の改善課題を抽出する取組には至っていない。めぐみ保育園は認可40年を迎え、施設の改築整備が当面の重要な課題となっており、あわせて法人・施設運営や保育内容等の問題・課題、今後の取組方向を明らかにするために、今年度初めて第三者評価の自己評価を実施し、評価基準ガイドラインにそって自施設の現状把握に取り組んだ段階である。自己評価は①事前研修(担当者研修・施設内研修)受講→②各職員による評価作業→③評価結果の集計(担当者)→④全体評価・コメントのまとめ(リーダー会議)→⑤園長による確認、の手順で実施したが、時間的制約もあり園全体での分析・検討が十分とは言えない。今回の取組を踏まえ、自己評価・第三者評価受審の手順(フローチャート)を定め、推進体制を整備し取組を継続するよう期待したい。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	C
<p>評価者コメント9</p> <p>評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。 保育の内容について評価・見直しを行うために各種の会議を積み上げ、改善に取り組んでいるが、検討結果(成果と課題等)を文書化し、次年度(次期)の改善計画へ具体化する形は取られていない。明らかになった改善課題については、その優先度も踏まえて①直近で改善に取り組むこと、②次年度計画で具体化すること、③3～5年位の中長期視点に立って検討すること、等に整理・文書化し、職員間で共有化を図ることが望まれる。これらの取組を通して、法人・園の中長期計画の策定につなげたい。</p>		

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>評価者コメント10 園長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。 園長は、事業報告(総括)・事業計画の取組方針等の経営・管理に関して職員会議において定期的に報告・説明し職員に理解されるよう努めている。また、年度始めの事業計画書に合わせて職務分担・園務担当・行事分担等を文書化し、職員へ提示・周知を図っている。なお、職員会議等における園長の報告・説明等の発言要旨については、会議録に残すことが求められる。また「園だより」を活用し、保護者や地域に向けて園長所感等を発信するよう勧めたい。園長不在時の権限委任については、「危機管理マニュアル」<危機管理における指揮権>の項に示されているが、職務分担表にも明示するよう取り計らわれない。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント11 園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。 園長は、県段階の保育所長研修、虐待・リスクマネジメントに関する研修をはじめ、市内の幼保小連携会議や保健・安全・給食研究大会等に参加し、関係法令等の動向・情報を把握し、職員会議を通して周知に努めている。また、法人の「職員倫理規程」及び園の「保育従事者の心得」を定め、利用者(子ども・保護者等)の人権尊重・プライバシー保護・虐待防止など基本的姿勢を明示している。今後は法人として法令遵守(コンプライアンス)規程を制定し、併せて職員の定期的なコンプライアンスチェックの取組について具体化が望まれる。法人・保育園の事業経営にとって必要となる関係法令・通知・資料等を一覧できるリストを整備し、必要時に活用できるように工夫されたい。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント12 園長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 保育の質の評価・分析については、毎年度の方針会議、半期の振り返り、1年間の保育反省会等において行い、積み上げてきているが、課題を整理・文書化(見える化)し具体化する取組には至っていない。今年度初めて実施した第三者評価の自己評価及び受審の取組を踏まえて、保育の質に関する課題改善に向けて、中長期視点から具体化するよう期待したい。職員の意見反映は、職員一人ひとりの「自己評価・勤務評価表」のチェック・反省(自己目標・課題・振り返り・提案等)を基に個別面接(年1回)を行い、職員の意向把握と助言に努めている。教育・研修は、園内外研修計画により全職員が受講している。今年度からは、将来の中堅・リーダー・管理者養成を目的に保育人材育成研修機関が企画する研修会へ、該当者を定期的に派遣する取組を行っており、中長期の人材育成計画への第一歩として注目される。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント13 園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 園長は、めぐみ保育園中期計画の策定に着手し、課題の整理を行い原案(骨子)の作成に取り組んでいる。その一部は、環境整備や教育・研修計画において具体化を図りつつあるが、中長期計画(骨子)は法人・園全体で理解を得て決定され、実効性が担保されているとは言い難い。この点からも中長期計画の策定が待たれる。経営の改善や業務の効率化を図るために、人事・労務・財務等の現状を把握できる統計資料(月又は四半期ごと)を作成(見える化)し、法人管理会議をはじめ園のリーダー会議・職員会議にて説明し、管理者・職員間で理解・共有できるように工夫するよう望まれる。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	C
<p>評価者コメント14 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。 福祉人材や人員体制に関する基本的考え方や人材確保・育成の計画は、園の基本方針をはじめ中期計画(骨子)及び年度の事業計画にも明示されていない。まず、理念に基づく基本方針の柱の一つに明示(コメント①に例示)するとともに、人材育成の基本方針(「期待する職員像」を含む)を定め、教育研修・目標管理・人事考課の諸制度を体系化し、職員一人ひとりの育成につなげる仕組みづくりが求められる。現在の職員体制は、定数にプラスしたフリーの保育士・看護師を配置し、さらに乳児保育等の利用ニーズに対応し、臨時職員から正規職員への登用を行っている。平成30年度は新卒者の採用も決定し、保育体制の充実に取り組んでいる。</p>		

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	C
<p>評価者コメント15 総合的な人事管理を実施していない。 めぐみ保育園の「求められる職員像」については、4項目を掲げ明文化している。人事基準は就業規則に定められているが、職員の人事に関する取扱い内容(募集・採用、配置・昇進、考課、異動、訓練・教育、苦情処理等)を規定した「人事規程」及び「人事考課規程」を制定することが望まれる。職員が自らの将来の姿を描くことができる仕組みとして「キャリアパス」(長期的な職務の道や展望)の枠組(図表)を作成しているが、職員が自らのこととして理解できるよう、この枠組の前提となる規程(又は要領)の整備を図られたい。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント16 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。 園長が労務管理に関する責任者となり、職員の就業状況や意向の把握、心身の健康相談対応は、主任・事務員・看護師が連携分担し園長を補佐する体制を取っている。年1回実施する職員アンケート(自己評価を含む)については、園長が評価と併せて、職員の自己反省や課題・相談ごと・クラス担当の希望などを把握し、職員との個別面談の中で意見交換・助言・指導を行い相互理解に努めている。平成28年度から厚生労働省の業務効率化推進事業(ICT化)の交付を受け、データ連動や一括処理により事務の改善に取り組む、保育士の事務負担の軽減が図られつつある。しかし職員の質の向上や中堅職員の育成、給与制度の見直し等の課題は、検討事項に挙げているが、中長期計画への具体化には至っていない。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>評価者コメント17 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。 「求められる職員像」が明示され、個々に年度当初に目標を設定。年度末の園長との個別面談において、個別の自己評価チェック表(5段階)と課題・目標についての振りかえりの記入等の提出をもとに、園長の評価も加えながら達成度の確認・助言が行われているが、年度当初の個別目標の設定は個人任せで園としての把握はされていない。また、より明確な目標設定・目標水準の提示、中間面接等においての進捗状況の確認も不足している。主任保育士とも課題を共有し、連携を図りながら、育成に向けた取組を充実させていくことが求められる。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>評価者コメント18 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。 年度ごとの研修計画(研修目標・実施内容・実施記録等)を策定し、それをもとに研修が実施されている。今年度はキャリアに合わせた自覚を持つことを目標に計画を見直し、保育人材育成研修機関主催の外部研修(管理者・主任研修、リーダー研修、中堅研修、初任者研修)を取り入れ受講している。今年度の研修成果の評価・分析を中長期の人材育成計画に反映させること、保育所が必要とする職員の知識や技術、専門資格についても明示していくことが望まれる。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>評価者コメント19 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。 職種別・テーマ別研修に加え、今年度は前項②に記したように階層別研修を実施し、求められる職責(役割)に応じた研修の機会を確保している。外部の研修案内については、昼礼での伝達や回覧を通じ参加を勧奨、参加できるように配慮しているが、積極的な参加の意思表示が少なく受け身的な学び方になりがちである。研修受講復命書において、研修目的・考察・今後の課題を記入し研修の振り返りを行っているので、さらに、次の教育研修目標へつなげるよう動機付けを勧めたい。個別の専門資格取得状況・専門研修受講等の研修履歴を作成し、あわせて今後目標とする資格や研修計画の設定・評価・見直しを行う「個別研修シート」作成へ進むことが望まれる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>評価者コメント20 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。 毎年、専門学校生・短大生を積極的に受け入れ、学校・学生の希望に沿った実習日程を組んでいる。「保育実習受け入れ要項」、「実習する上での心構え・子供の安全のための留意点」、「事前打ち合わせ記録」を作成しオリエンテーションや実習に臨んでいる。資料をわかりやすく整理するとともに、要項に保護者・子どもへの事前説明、職員への事前説明等を加えて整備していくことが求められる。大学や養成機関等が主催する実習指導者研修受講や保育園としての実習基本プログラムの策定等に取り組むことが求められる。昨年度は、保育士養成校2校より3回(計3名)の実習生の他、大学のインターシップ2回(2名)、地元の中学2年生職場体験2日間(3名)を受け入れている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>評価者コメント21</p> <p>保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。 ホームページにおいて「保育所の基本方針・目標・保育内容・決算書」が公開され、園行事や生活の様子は写真を中心に定期的に更新・発信されている。今後、事業計画・事業報告・財務情報等も加え、情報の提供を積極的に行っていくことが望ましい。地域に向けての発信は園だよりの回覧について地区長との検討をするものの、日程の調整がつかず実現に至っていない。引き続き協議し、地域向けの広報誌を作成し回覧を実現させ、地域に向けて定期的に情報発信を行うことが望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>評価者コメント22</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。 事務・経理・取引等について、外部の会計監査として税理事務所に月1回監査を依頼し、四半期に一度内部監査により確認している。その中で、助言を得たり、指導や指摘事項に基づき改善を図っている。運営規程や経理規程においてルールを明確にしているが、職員への周知が不十分である。ルールや経営状況について、定期的に職員会議等で説明する機会を設け、職員への説明・周知を図ることが望ましい。なお、運営規程(第2章)に事務職員の配置及び職務内容について追加し、明記されたい。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント23</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。 保育園と地域との関わりについては、園の理念の中に「…地域に愛される保育園をめざす」と明示し、事業計画に世代間交流事業として「地域社会との交流を深め、保育園の機能を生かしたサービスを子どもと共に行う」ことを掲げている。玄関口の掲示板等の利用により、さまざまな地域の情報を保護者に提供するとともに、地域の行事や文化祭等へは職員体制を整え、年長児を中心に積極的に出演参加、または作品を出展している。隣接する高齢者福祉施設の入居者との交流は年間を通して行われ(畑での野菜作り・季節の行事・誕生会等)、地区内のデイサービスセンターとのふれあい交流もすすめているが、地域の老人クラブとの交流は、敬老会と園の運動会の日程が重なり見送られている。今後は、子育て世代を含め幅広く地域との交流を深める実践に期待したい。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受け入れについての体制が十分に整備されていない。 保育課程の「社会的責任」の項にボランティアの受け入れに関する記述があり、「ボランティア・職場体験にあたって」という説明資料を作成している。今年度は地域の中学生(職場体験・ふれあい交流)高校生(保育ボランティア)大学生(インターンシップ)計74名を受け入れているが、名簿のみで実施記録が作られていない。「ボランティア受入れ要綱」を定め、ボランティアの受け入れに関する基本姿勢に、地域の学校の職場体験・保育体験等の学習への協力も含めて明文化すること。受け入れマニュアルについても、登録・申込手続き・ボランティアの配置・事前説明(ボランティア本人・保護者・子ども・職員)・実施状況の記録等の項目を入れて整備することが求められる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	c
<p>評価者コメント25</p> <p>子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。 学校、ことばの教室については、巡回相談や年長児のことばの教室への通級など体系的・定期的な連携が行われている。また、市内幼保小連携ブロック会議等へ参加し、情報共有と交流を図っているが、他の関係機関との連携は今のところ図られていない。子どもの保育の質の向上のために連携が必要な社会資源(機関や団体)を把握し、その内容や連絡方法を記載した資料を作成し、職員間で共有していくことが求められる。</p>		

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	C
<p>評価者コメント26</p> <p>保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。 保育理念で「地域に愛される保育園をめざす」と掲げ、中期計画(骨子)で「地域ニーズの把握」の課題として子育て支援の充実(一時保育・育児相談)が挙げられている。また、めぐみ保育園運営規程において地域活動事業として子育てひろば事業の実施を定めているものの、実施には至っていない。理事会において園開放や看護師による育児相談について協議している段階なので、具体化を図り、事業計画に盛り込み着手していくよう検討されたい。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	C
<p>評価者コメント27</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。 隣接した同法人の高齢者福祉施設の入居者との交流事業は年間を通して実施されているが、前項①に記したように、中長期計画による地域ニーズの把握については、まだ具体的に行われていない。法人の役員には地域の行政区長等、第三者委員には民生・児童委員が就任しており、地域との連携が取りやすい体制が整っているため、地域の福祉ニーズを把握するための取組を積極的に進め、そのニーズに基づき実施できる公益的な活動を検討し、中長期計画の課題に位置付けていくことが望まれる。</p>		

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。 保育理念と保育方針が玄関、保育室、事務室、調理室等に掲示されている。園内研修でも全職員で確認している。保育課程に保育理念と保育方針が明示されている。職員倫理規定、求められる職員像、法人パンフレット、入園のしおり、中期計画、事業計画書、保育従事者の心得、ホームページに子どもを尊重した規定が示されている。児童虐待対応研修の復命が行われている。今後は、保育園だより、入園のしおり、重要事項説明書等に理念を明示することで、周知の工夫を行うことや、子どもの人権、性差、文化の違いについて、職員が理解し、実践するための定期的・組織的な研修等に対する取組も望まれる。</p>		
29	III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b
<p>評価者コメント29</p> <p>子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。 保育室、トイレ等に仕切り(パーテーション)を設置している。おむつ交換はベッドの上で適切に行われている。保護者との面会室を設けている。プール時の着替え等も声掛けを行い適切に実施している。子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、虐待防止といった子どもの権利擁護に関わる取組とともに子どもを尊重した保育における重要事項であり、信頼を得る第一歩である。今後は、排泄、着替え、シャワー、プール等の生活場面に即したプライバシー保護マニュアル、園内での虐待防止、不適切事案への対応等についての規程やマニュアルを整備し、職員研修、保護者への周知を図るとともに保育場面に生かす取組に期待したい。</p>		
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>評価者コメント30</p> <p>利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。 パンフレットは事務室に常備している。SNSを活用し、行事写真を中心に定期的に更新しながら公開している。一時預かりの際や各種行事において、保護者にパンフレットを配布している。見学希望者は、園長、主任のいずれかが施設概要を説明し、花巻市内保育施設一覧で説明している。急な訪問にも対応している。入園時の面談において、個別に資料を提示し丁寧に説明が行われている。パンフレット、ホームページ、入園のしおりとともに施設運営、従事者に関する事項、提供する保育内容、一日の流れ等が詳細に記載されている。今後は、市役所、教育委員会、図書館、公民館等の公共施設へのパンフレット配置が望まれる。また外国籍、障害者手帳を持っている保護者等に向けた写真や図を使ったわかりやすい資料の作成が望まれる。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b
<p>評価者コメント31 保育の開始・変更時の同意を得るに当たり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。 保育の開始時に担当保育者が、保護者に時間をかけて丁寧に説明し、信頼関係を築きながら実施している。また、見学時や事前説明時にも説明を行い、保護者の理解が深められるよう工夫している。開始に当たって、重要事項説明書を交わしている。個人情報保護の同意書は入園当初一斉に保護者から同意を得ている。保護者等の就労状況による保育時間の変更、延長保育の利用等についての事前の説明、進級時、子どもの発達や生活の節目に配慮して設定した期間ごとの保育内容、一人ひとりの子どもの状況に応じた個別的な変更等も説明する必要がある。また、説明を行った経緯を記録することや、苦情受付として処理することを組織として定めることも求められる。さらに、配慮が必要な保護者に対しては、マニュアルやフローチャートの作成により、説明方法の標準化を図ることや、状況に応じて他の福祉サービス等の情報提供もできる仕組みの検討が望まれる。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>評価者コメント32 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。 転園時に申し送り書で引き継いでいる。保育園利用終了後も行事への招待や年賀状で関係を築き、電話や来園等で対応をしている。各行事にて卒園生や終了者のふれあいがある。子どもの状態や家庭環境の変化等で保育の継続性を損なわない配慮のもとに、引き継ぎや送りの手順等を定めておくことが必要である。また、必要に応じて、保護者の同意の下、他の事業者や福祉施設に情報提供を行い、行政をはじめとする関係機関と連携する取組も望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		第三者評価結果
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>評価者コメント33 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。 大きな行事(運動会、発表会、夕涼み会)については、案内、受付、触れ合いを大事にししながら、保護者や関係者の意見を吸い上げるように努めている。また、訪問調査においては、子どもたちが、保育園で安全な環境で、安心して意欲的に過ごすことができ、ある程度の満足感を持って過ごしている様子もわかれた。保育園において、子どもが大人に自分の意思を伝えることができるように配慮し、かつ保護者がどのように受け止めているかという視点から、満足度に関する調査とその結果に基づいて、今後の具体的な保育の改善に結びつくような取組を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>評価者コメント34 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。 運営規程の方針に基づき、苦情対応規程、苦情申し出書等の様式、苦情処理対応マニュアル、苦情解決制度の流れの概要が整備され、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員が整備され掲示されている。「ご意見申し出窓口」の設置についてのお知らせ文書を保護者に配布し、説明をしている。苦情処理手順重要事項説明書に詳細が記されており、玄関にご意見箱が設置されている。苦情記録簿も整備されている。第三者委員も各行事に参加し、相談しやすい関係もできており、直接第三者委員に苦情を申し出しやすい状況にある。連絡帳、子育て相談、主任、園長相談も随時機能しているが、その体制を文書化し、公表することが望まれる。苦情相談内容に基づき、検討内容や対応策も保護者にフィードバックする体制を整備し、保育の質の向上につなげるような工夫に期待する。また、ホームページや入園のしおりに苦情解決についての方法を記載することにより、保護者の理解と信頼を更に深めることを期待する。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b
<p>評価者コメント35 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境を整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。 日頃から、連絡帳や送迎の際の保護者とのやり取り、メール等で相談・意見を受け入れるようにしている。花巻市の巡回専門相談、子ども課の専門相談員、ことばの相談も実施されている。今後は相談を受け入れる複数の方法と相手を選択できる体制の整備が望まれる。また、担任以外の保育士や主任、園長が直接聞く機会を設定することや、必要に応じて内容の公表も望まれる。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>評価者コメント36 保護者からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。 昼礼、事務日誌、保護者対応記録にて情報共有及び公休者への連絡等が行われている。また、引き継ぎ日誌を活用し、情報共有が行われている。送迎の際の保護者からの聞き取りも意識的に行われている。また、園長から積極的に各保育士への聞き取り、現場確認を行っている。満足度アンケートを実施し、現在、集計分析中である。今後は、保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応するマニュアルを文書化し、積極的に取り組むための体制作りを期待する。</p>		

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。</p> <p>安全点検、ヒヤリハット事例の収集、災害、保健、食事等に関するマニュアル、様式等が整備されている。SIDS、救急車、設備・遊具についてもマニュアルがある。今後はリスクマネジメント委員会を設置し、園内外のヒヤリハットの発生個所と内容を集計し、分析結果に基づく改善点、重点目標、達成率及び改善・再発防止策を公表し、保護者とともに情報共有することが望まれる。また、散歩コース、駐車場、雪道、棚、落雪、クマ対策等も望まれる。多岐にわたる内容の規程やマニュアルが整備されているが、日常的に活用できるようなフローチャートにまとめる等、活用の工夫が望まれる。</p>		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント38</p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。看護師を中心に感染症対策についての勉強会が行われ、保健だより・一斉メール等で保護者への働きかけを行っている。発生状況や発生しやすい時期に園内研修を実施し、全職員、同じレベルで対応できるよう心がけている。感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織的に体制を整備し、取組を行っている。感染症対応マニュアル、汚物処理法、玩具消毒チェックリストが整備されている。責任と役割が明確になっており、管理体制が整備されている。感染症の全職員による研修、嘔吐処理法の手順確認とロールプレイを実施している。感染症お知らせボードを玄関に設置し、保護者に対して予防、対応の情報提供を随時実施している。インフルエンザ管理、対応マニュアル、予防、安全確保が適切に行われている。感染症に関連する看護計画、看護記録は整備されており、定例会での報告も行われている。</p>		
39	III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を積極的に行っている。	b
<p>評価者コメント39</p> <p>地震、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>防火管理組織編成表、自衛消防組織編成表、避難訓練計画表、備蓄リストを整備している。避難訓練として、移動、火災、地震、警戒発令(自然災害)、不審者、総合の訓練を実施している。消防地域協力員を確保している。自治会、監査等の助言を得ている。防災マニュアル、防災計画の整備と水害(指定危険地域ではない)、クマ被害の訓練についても検討が望まれる。リスクマネジメント、安全確保の体制について、保護者、町内会、自治会、福祉関係者、行政との連携をさらに深めることが期待される。</p>		

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b
<p>評価者コメント40</p> <p>保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。</p> <p>保育課程に保育理念、保育方針、保育目標と保育内容、食育、健康安全支援等10項目が記載されている。これに基づく年齢別の一日の保育の流れを設定し、月案週案が設定され、同じ用紙に活動の流れと個別記録ができるようになっている。指導計画の立案が系統的体系的に作成されている。また、保育園の一日の流れに即した場面ごとの手順書により、一定水準を保った保育が行われる仕組みとなっている。今後は、職員が活用しやすいように文書を整備することや、標準的な実施方法に基づき保育が実施されているかどうかを確認する仕組みを整備する取組に期待したい。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>評価者コメント41</p> <p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。</p> <p>めぐみ保育園保育課程に基づく月週日案が作成され、PDCAサイクルに基づく見直しの必要性を理解しているが、定期的、組織的に実施できる仕組みについては検討中である。めぐみ保育園の標準的な実施方法を前項に基づいて定期的に検証・見直しすることが重要である。</p>		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定して。	C
<p>評価者コメント42</p> <p>アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。</p> <p>家庭環境調査票、食事内容調査票、児童票、聞き取り調査票、登園、降園、土曜保育希望、食物アレルギー調査票、感染症罹患記録、与薬歴既往歴児、各種指示書及び児童健康診断記録簿、歯科検診記録簿、蟻虫卵検査記録簿等がアセスメントの資料をなすものである。今後、これらの資料を体系的に整理し、作成手順等を整備することが望まれる。また、その内容を個別の指導計画に反映させるとともに、指導計画の策定に当たっては、関係する職種、必要に応じて保育所以外の関係者の参加が望まれる。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント43 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。 年間指導計画、月案、週案日案、各クラスノート、保育指導経過記録、各行事が整備され、実施されている。出席簿、睡眠チェック表、各クラスノート、登園チェック表、人数確認表は毎日点検されている。これらの見直し手順、参加職員、見直した結果の職員への周知手順及び保育の質の向上に関わる課題等が明確にされればなお良い。なお管理システムを導入し、一部記録の電子化が実施されている。今後は記録状況、セキュリティ、ウイルス対策等を吟味しつつ、職員間の情報共有と連携により、評価、見直しが効率的に行われることを期待する。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>評価者コメント44 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。 クラス会議録、月案週案に指導計画に沿った保育実施状況、子どもの状態の推移が記録されている。情報の流れ、不参加者への伝達方法、手順が整備されている。昼礼及び引継状況と定期的会議の状況、その参加者の職種、人数、時間、資料等が記録されている。出席簿、睡眠チェック表、業務日誌、人数確認表、園児夕方人数チェック表、調乳表、検温表が整備されている。記録の電子化については、十分に活用されていないことから、今後研修等を行い、職員間の共有がより充実することを期待する。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	c
<p>評価者コメント45 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。 保育園の実態に即した情報公開規程、個人情報保護規則、秘密情報管理規程等の整備が望まれる。また、利用者の記録保管、保存、廃棄、情報提供に関する規程も必要である。情報開示は子どもの記録管理の重要な観点であるため、厚生労働省のガイドライン等を理解の上、上記規程等について、重要事項説明書に記載し、保護者に対する周知が望まれる。記録の電子化は一部導入されているが、今後さらに、記録、管理の体制を整備することが望まれる。</p>		

A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b
<p>評価者コメント1</p> <p>保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。</p> <p>保育課程は、児童憲章等の「児童は人として尊ばれる。」の趣旨をとらえて、本園の理念を「子ども一人一人を大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す」としており、保育方針として「豊かな人間性を備え、生き抜く力を持った子どもを育てる」とし、保育目標は3つの柱で構成され、「心身ともに健康な子ども」、「みんなの中でじっくり遊べる子ども」、「意欲を持って、自分で考えて行動できる子ども」を掲げている。園長により提示された保育課程を毎年、年度初めに園内研修として説明し、年間指導計画(各クラス・食育・健康計画)、月指導計画について、その年度のねらい等についても協議し、保育課程は各指導計画との連続性もある。しかし、保育課程編成時において、職員が参画していないため、今後、保育課程の編成の体制を作ること、また、職員への理解、共有についても取り組むことが望まれる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<p>評価者コメント2</p> <p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。</p> <p>幼児トイレ衛生点検、各掃除点検表を作成し、園内の清掃について管理されている。また、温湿度計、エアコン、ヒーターを設置し、ミスト等により室温20℃、湿度50%と設定し、保育室の適温に心がけている。しかし、園舎は老朽化や手狭感もあり、子どもが心地よく過ごすことのできるスペースの確保は難しく、トイレの臭い等が改善されないとしている。養護と教育を一体的に行うには一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所が必要と思われる。今後法人や関係機関との協議を重ね、建物の建て替えや改築など中長期経営計画等への反映が望まれる。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。</p> <p>個別の計画は一覧にまとめてあり、一人ひとりの保育計画としては十分とはいえない。子どもの実態把握をもとに保護者や関係機関と連携し、個別支援計画・個別指導計画を作成し支援にあたるのが前提となっており、保育所内では職員全体で子どもの共通理解を図り統一的な支援が行えるように確認することが求められる。今後一人ひとりの子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握した、課題やねらい等を表示した個別計画の作成と共に援助に対する評価等を確認できる仕組みの構築が求められる。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	b
<p>評価者コメント4</p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。</p> <p>基本的な生活習慣を身につける時期において一人ひとりの発達状態は記録し対応している。しかし前項での個別計画の作成により一人ひとりの目標、一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう環境の整備を行っていくことが求められる。保育日誌からはクラス全体として活動と休息のバランスに配慮した活動が行われている。また、連絡帳では保護者との連携や共通認識により個別対応も確認できる。さらに、看護師による「保健指導」の時間をもち、子ども、保護者への積極的な働きかけを行っていることは評価できる。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<p>評価者コメント5</p> <p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。</p> <p>平成29年度年間行事予定及び事業報告や日々の実施状況から、各種行事が行われていることが確認できる。しかし、地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会については、不十分である。一方で保育園のスペース上の制約もあり、子どもが自発性を発揮できる環境づくりとしては手狭で、工夫しているものの十分とは言えないため、今後の建て替え等の計画に当たっては、園内の環境について検討することが望まれる。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント6</p> <p>適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>0歳児13名で保育士3名、看護師1名を配置し保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。保育室は手狭ではあるが、0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への職員の工夫がみられる。保育課程・指導計画から月齢別指導計画も作成している。しかし、個別の計画は不十分で一人ひとりの子どもの状況に応じた記録や評価を行い、0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行える仕組みに期待したい。離乳食は、離乳食調査票と連絡帳等で家庭と情報共有を図りながら取り組んでいる。今後個別の離乳食計画表で一人ひとりの子どもの実態に対応していくことも有効である。SIDS(乳幼児突然死症候群)についての知識は、職員に周知され、睡眠時の呼吸や健康状態は定期的に確認している。</p>		

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント7</p> <p>適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 2歳児11名と3歳児15名が同じ保育室ということで室内の環境は不十分としている。その中で職員は子どもの自我の育ちを十分に受け止め、子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう関わっている。早番・遅番時の保育の他、合同保育の機会を持ち、異年齢交流や隣接する高齢者福祉施設との交流も図られている。保育課程・指導計画から月齢別指導計画を作成している。しかし個別の指導計画は十分ではない。家庭との連絡は送迎時をはじめ連絡帳で連携をとっている。今後、保育士との関わりの中で安心して好きな遊びや探索活動が十分行えるスペースの確保に努めることが望まれる。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント8</p> <p>適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 保育室が2・3歳児、4・5歳児の混合保育となっており、生活の流れ、部屋での過ごし方については、細やかな工夫が必要である。保育課程から各年齢別の指導計画により、養護と教育の一体的展開がなされるよう、保育の内容や方法に配慮している。また、園外活動にも活発に取り組み、花南文化祭や他保育園との交流、隣接する高齢者福祉施設との交流を行っている。設定保育や異年齢保育を通し、子ども一人ひとりの育ちに応じた基本的な生活習慣を身に付け、全身的な遊びを通して心身の発達を図り仲間や自然への興味を持つよう働きかけをしている。しかしハード面での環境整備においては検討が求められる。特にも年長児においては配慮が必要と思われる。子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫はホームページや園だよりだけでは十分ではない。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント9</p> <p>障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 現在障がいのある子どもはいないとしているが、毎月の職員会議等において「気になる子」「個別配慮の必要な子」等の情報を共有し、保護者からの相談等には連絡帳や口頭で対応をしている。また、「配慮を必要とする子ども」への対応は、行政や関係機関から年1回の巡回指導を受け、「気になる子」への対応の指導を受けている。今後職員は、障がいのある子どもの保育について研修等をもとより、「配慮を必要とする子ども」に対しても必要な知識や情報を得て個別の計画を作成し支援していくことが求められる。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント10</p> <p>長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 延長保育の利用は6名となっている。子どもの状況について保育士間の引継ぎは昼礼による伝達の他、事務日誌・クラス担任から当番への連絡・引継等がなされている。延長保育は保育室1室を使用し異年齢児と一緒に過ごしている。子どもが主体性を持った遊びというよりも保育士が用意した玩具で遊ぶことが多い。指導計画においては長時間保育についての位置づけはなされていないため、今後の取組に期待したい。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p>評価者コメント11</p> <p>小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。 指導計画では、就学に向けて見通しを持てるように計画されている。行政で実施している幼保小連携事業に参加し、学習・情報交換を行っている。年間を通じた交流では運動会・発表会、総練習見学や園行事への招待を行っているが近隣の小学校のみとなっている。また、「あすなろ学級」として、年中児の保護者を対象とした就学に向けての長期的見通しをもった講座を設けているが、保護者への働きかけは十分とは言えない。今後、子どもや保護者が共に小学校以降の生活について見通しを持てる機会の提供など具体的な取組が求められる。また、個人面談を定期的に行うなどの取組は有効と思われる。年度末に「保育所児童保育要録」を小学校に持参し、引き継ぎを行っているとのことであるが、職員への情報共有も十分とは言えない。今後、子どもが就学への期待が持てるよう取り組むことを保育課程に位置づけ、子どもが小学生と交流したり、小学校を見学したりする機会を設けるとともに、その取組を保護者に伝え、また、小学校教員が来園し、保育士との情報交換を行うなどの取組も有効と思われる。</p>		
A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p>評価者コメント12</p> <p>子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。 健康管理年間計画を作成し、保健目標に沿って健康、衛生管理、保健行事、保健指導が行われている。毎月の保健だよりで保護者に、健康に関する情報を伝え、子どもの健康管理に役立てている。家庭環境調査表で入園時の身体的状況、身体的傾向を把握しており、園長、主任、保育士、栄養士は情報を共有している。日々の健康は視診や口頭、連絡帳、引継書を活用し、昼礼の場で周知し記録を取っている。感染予防マニュアルが整備されているが、組織として子どもの健康管理に関する基本的なマニュアル整備に取組まれるよう期待する。睡眠時は目視、呼吸の確認、0・1歳児は5分ごとにチェックシートに記入しているが、乳幼児突然死症候群(SIDS)についての保護者への情報提供も望まれる。</p>		

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b
<p>評価者コメント13</p> <p>健康診断・歯科検診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。 年2回の内科検診と歯科検診が健康管理年間計画に沿って実施記録されている。診断・検診の結果は診断結果表、保健だよりで、保護者・職員にも周知されている。診断結果により受診が必要な子どもの治療についても保護者には文書で通知し、看護師が口頭でも伝えているが、治療済み用紙の回収率・働きかけが不十分としている。診断結果によっては、嘱託医、市町村等の関係機関との連携も望まれる。歯の衛生週間には乳歯と永久歯の違い等を知らせ、乳幼児期の歯科衛生の大切さを周知している。ゴールデンウィーク等家庭で過ごす期間も歯磨きが習慣になるよう「はみがきカレンダーチェック表」で保護者と共に取り組んでいる。なお、歯磨き指導は3歳児以上には実施されているが、未満児は食後のお茶の提供にとどまっている。乳児の歯科衛生については、園生活の一部としての歯の衛生と、家庭での生活に歯の衛生の大切さをつなげていくことが望まれる。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p>評価者コメント14</p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。 入園説明会でアレルギー対応が必要な子どもへの説明を行い、園でのアレルギー対応について職員は、保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。アレルギー疾患、慢性疾患等についても研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。アレルギー疾患、慢性疾患などを持つ子どもに対しては、嘱託医や主治医の専門的な指示に従い、保護者と連携をとり、除去食や代替食で対応している。食物アレルギーのある子どもについては、危機管理マニュアルに基づき、主治医、保護者からのアレルギー意見指示書、アレルギー除去食依頼書の提出を求めている。給食開始前に保護者、園長、主任、栄養士、看護師での面談を実施、職員に周知し食器の個別化や、ボード表示、配膳の確認をしながら進められている。月1回の給食担当者との連絡会で、知識、情報の共有に努めている。今後、子どもや、保護者に対しても、アレルギー疾患や慢性疾患等について正しい理解を得られるよう、食物アレルギーのリスクを踏まえた研修の取組を期待する。</p>		
A-1-(4) 食事		第三者評価結果
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	b
<p>評価者コメント15</p> <p>食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 食育計画があり、食べ物に関心を持ち、食事が楽しめるよう環境設定をしている。子どもたちが育てた野菜を畑で収穫し、その野菜を給食や年長組クッキングに取り入れたり、サンマ焼き会・新年こども会等、食材と触れ合う機会を多くもっている。子どもたちは、友達や保育士と共に落ち着いた雰囲気の中で食事をしている。積極的に野菜を摂取している。また、行事食やお誕生会などでバイキング方式を取り入れるなど変化を持たせ、食事を楽しめる工夫をしている。保育園の食事は美味しいとの声も聞こえ、野菜の種類も理解し、好んで野菜を食べていた。乳児クラスでは、離乳食調査票・連絡帳を通じ、家庭での食事状況を把握し、子どもたちの状況に応じて対応している。食べ物の絵本や、給食室からの掲示物や食育だより、サンプルを通じ、食に対する関心を高めたり、栄養士がメニューのレンビの掲示や、献立表の配布も行っている。乳児は手づかみ期に食べやすい食器が使われ配慮されている。栄養士、保育士、看護師が連携し保育指導計画に位置付けられた給食となっている。食事の量は個人差や、体調に応じて加減するなど配慮されている。保育士との連絡会を毎月開催し、献立調査を実施している。朝食アンケートをもとに、食の大切さや園での食事の様子を伝え、保護者との連携の工夫がなされている。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>評価者コメント16</p> <p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 家庭環境調査表で家庭での嗜好調査、健康状態を把握し、体調不良時には個別対応をしたり、離乳食では個別に配慮するなどきめ細かい食事提供がされている。食育計画をもとに、子どもたちが育てた畑の収穫物で調理、旬の食材を積極的に取り入れ、季節を感じられるように工夫している。よもぎ団子や小正月行事のみずきだんごづくりを同法人の高齢者施設の入居者と楽しんでいる。食事中に栄養士がクラス巡回を行い、一人ひとりの食事の進み具合や子どもの声、雰囲気も確認している。衛生管理マニュアルに基づき、点検表を作成、チェックし安心して食事ができる衛生管理が適切に行われている。毎月給食会議が実施され、各クラスからの意見を聞き、食事に反映させている。調理担当者もできる限り一緒に食事をとっている。体調不良(下痢等)の時には個別対応をしたり、離乳食では個別に配慮するなど、きめ細かい食事提供をしている。なお、衛生マニュアルは大量調理施設衛生管理マニュアルを採用しているが、300食以上の大量調理施設衛生管理マニュアルではなく、更なる取組として、実効性のある園独自のわかりやすいマニュアルについても検討が望まれる。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		第三者評価結果
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行なっている。	b
<p>評価者コメント17</p> <p>子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。 送迎時の会話や連絡帳・園だよりを通し、園と家庭との情報の共有に努めている。保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会として保護者懇談会、保護者との情報交換や保護者同士のコミュニケーションがとれるようにしている。さらに、クラスだより、クラスボード、保健、食育だより、園の保育の状況、行事の取組を園から発信し、理解や協力が得られるように努めている。連絡帳や日々の送迎時には園や家庭での様子を情報交換し、園内で共通理解しておくべき内容は、昼礼で周知している。その内容は個別経過記録に記録されている。保育参観、子どもの誕生会月には保護者が参加し、子どもの成長の喜びを共有している。しかし、個別の要望、子育ての悩み、子どもの成長に向けて、すべての保護者と個別に直接関わる機会をもち、保育内容の改善につなげる取組については十分でないことから、今後の取組を期待する。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		第三者評価結果
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行なっている。	b
<p>評価者コメント18</p> <p>保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。 送迎時の会話や連絡帳において保護者との信頼関係を築くとしているが、個別面談等は行われていない。保護者からの相談内容は、園長、主任、クラスリーダーに報告し全職員で周知、対応できる体制がとられ、記録は個別経過記録、保護者対応記録に記入されている。園における支援の組織的な取組は、職務分担表で園長、主任、保育士、栄養士、看護師に位置付けられている。保育の専門性の研修は年間研修計画を立て、受講後は復命書での回覧及び園内伝達研修を行っている。保護者側のニーズは、保護者個々の就労や生活形態の事情に配慮し、相談に応じられる個別面談など個別の支援の取組を期待したい。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。 家庭環境調査表で子どもの心身の状態を確認し、園での子どもの生活の様子、保護者とコミュニケーションをとりながら家庭での生活、養育の状況の把握に努めている。虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルは整備しておらず、職員研修も外部研修に頼っている。今年度は行政で実施している虐待対応研修会に参加した職員の報告会を開催、内容を職員に周知し園内研修として意識の共有を図っている。研修を問題提起のきっかけにして、子どもや保護者が守られるように園内研修の充実を図るとともに、虐待が発見されたときのリスクを踏まえ、マニュアルの整備とマニュアルに基づく研修の取組を期待する。日々の取組としては、保育士による視診や看護師による観察は行われている。現在、身近な問題としての認識は薄く、体制等についても明確となっていないが、虐待防止と早期発見マニュアルに基づいて、登園時に子どもの様子を観察し、朝のミーティングで話し合い、虐待等の早期発見に努めるとともに、保護者に対して予防的に相談にのったり、子育てのアドバイスをするなどの援助や虐待等が疑われる場合、情報を共有し、対応を協議する体制の整備が求められる。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		第三者評価結果
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>評価者コメント20</p> <p>保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。 指導計画等についてはクラス会議を通じて、振り返りや評価が実施されている。保育士自己評価の捉え方が十分でないため、人事考課を保育士評価と捉えている。今後、保育士自己評価への理解の場を持つことが求められる。全国保育協議会の保育士自己評価チェック表の活用と共に、自園が目指す保育の技術や目指す職員像に沿った独自の評価項目に基づいて、自己の保育実践を振り返る機会や職員同士の互いの学び合いを持つことにより、保育の改善や専門性の向上につなげていくことが望まれる。</p>		